

部活動の地域移行に係る協議会設置要綱

制定 令和6年4月1日 教育長決定 要綱第12号

(設置)

第1 品川区教育委員会に、品川区立学校における部活動の地域移行のあり方等を総合的に検討することを目的とし、「部活動の地域移行に係る協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項について具体的に検討を行うものとする。

- (1) 品川区立学校における運動部活動の地域移行に向けた持続可能なスポーツ環境の構築
- (2) 品川区立学校における文化部活動の地域移行に向けた持続可能な文化芸術環境の構築
- (3) 運動部活動および文化部活動の地域移行に向けた諸事業における取組評価
- (4) 「品川区立学校 部活動の在り方に関する方針」の円滑な実施
- (5) その他、必要な事項

(構成)

第3 協議会は、委員長および委員により構成する。

- 2 委員長は、品川区教育委員会事務局教育次長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会議を招集し、主宰する。
- 4 委員は、年度ごとに、学校教育および社会教育関係者並びにスポーツ・文化芸術振興行政関係者の中から教育長が委嘱する。

(分科会)

第4 専門的事項の検討を行うため、必要に応じて分科会を置くものとする。

(意見聴取)

第5 協議会は、必要に応じて関係者または関係職員の出席を求め、その意見を聴取するものとする。

(設置期間)

第6 協議会の設置期間は、毎年度、第1回協議会の実施日から当該年度3月31日までとする。

(事務局)

第7 協議会の事務を処理するため、品川区教育委員会事務局指導課に事務局を置く。

2 協議会の庶務は、品川区教育委員会事務局指導課が行う。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。